

令和7年第3回

市議会定例会資料

その2

目 次

議案第 9 7 号關係	-----	5
議案第 9 9 号關係	-----	6
議案第 100 号關係	-----	7
報告第 2 1 号關係	-----	9
報告第 2 2 号關係	-----	1 0

令和7年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第7号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 児童福祉総務管理経費 (保育課)	22					22
	香川保育園の園外保育において園児が受傷した事故について、事故によるけがの療養のために登園できなかった期間の保育料相当額を賠償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年9月4日)						
2	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費 ひとり親家庭等日常生活支援事業費 (こども政策課)	1,665		1,248			417
	ひとり親家庭等日常生活支援事業について、当初の想定を上回る利用者数の増加及び長時間利用者数の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和7年9月4日)						

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和7年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	株式会社高伸
6	営業種目	建築一式
7	開札日	令和7年7月28日
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	斎場外壁他改修工事
10	履行箇所	茅ヶ崎市芹沢1700番地
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日 から 令和8年3月13日 まで
12	予定価格（税抜）	¥168,950,000
	予定価格（税込）	¥185,845,000
13	落札金額（税抜）	¥143,709,500
	落札金額（税込）	¥158,080,450
14	調査基準価格（税抜）	¥155,434,000
	調査基準価格（税込）	¥170,977,400
15	失格基準価格（税抜）	¥138,813,891
	失格基準価格（税込）	¥152,695,280
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	株式会社高伸	143,709,500	—	—	—	落札
2	株式会社DAIEI	149,300,000	—	—	—	—
3	株式会社クワコー	155,544,400	—	—	—	—
4	湘南渡邊株式会社	172,000,000	—	—	—	—
5	浅岡建設株式会社	174,000,000	—	—	—	—
6	大勝建設株式会社	—	—	—	—	辞退
7	亀井工業株式会社	—	—	—	—	辞退

調査基準価格

予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格。

失格基準価格

契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格。

「議案第100号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和4年12月16日 午前10時頃
 事故発生場所 堂庭公園（茅ヶ崎市香川四丁目761-1）
 事故当事者 相手方 市内在住児童
 上記親権者
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年12月16日 事故発生
 令和4年12月16日 事故発生を損害保険ジャパン株式会社へ電話で報告する。
 令和5年 2月 7日 治療終了。ただし完治は4か月程度と診断
 令和5年 4月25日 主治医が症状固定治癒を判断
 令和7年 8月18日 仮示談書締結

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		363,371円
(算出内訳)		(看護料、慰謝料等) 293,854円 (保育料相当額) 21,840円 ※(災害共済給付) 47,677円
過失割合	100%	0%
賠償額	315,694円	
(算出内訳)	(相手方損害額) - (災害共済給付) (363,371円 - 47,677円) ×100% = 315,694円	

※独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定に基づき、市が免責される額を除いた金額を賠償額としています。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)

(災害共済給付及び免責の特約)

第十六条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者(児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあつては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。)の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約(以下「免責の特約」という。)を付することができる。

4 略

(損害賠償との調整)

第三十一条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律(次項において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した第十六条第一項の災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 略

附則抄

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。)

「報告第21号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和7年3月25日 午後1時10分頃
 事故発生場所 中島938番1号地先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和7年 3月25日 事故発生
 令和7年 3月25日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡をする。相手方は、警察の到着前に現場より立ち去る。公益社団法人全国市有物件災害共済会より、相手方から修繕申し出があった際に基幹システムにて事故登録をする旨の指示を受ける。
 令和7年 4月22日 警察官がパトロール中に相手方を発見し、聞き取りを実施する。環境事業センターより相手方へ連絡する。
 令和7年 4月28日 相手方より車両修繕の申し出があったため、公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和7年 9月 8日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		135,300円
(算出内訳)		(修理費等) 135,300円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	135,300円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 135,300円×100% = 135,300円	

「報告第22号専決処分の報告について」の経過報告

事故発覚日時 令和7年5月19日 午前10時30分頃
 事故発生場所 堤815番地5
 事故当事者 相手方 市外在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和7年 5月19日 事故発生
 令和7年 5月19日 景観みどり課より資産経営課へ事故発生の連絡をする。
 令和7年 5月19日 事故発生について全国市長会（代理店 損害保険ジャパン）に報告する。
 令和7年 9月 8日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		154,000円
(算出内訳)		(修理費) 154,000円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	154,000円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $154,000円 \times 100\%$ $= 154,000円$	